令和4年第6回 邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 令和4年9月27日(令和4年9月16日告示)(9月22日告示追加)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 令和4年9月27日(火) 午前11時20分

散会 午前11時48分

4. 応招議員

議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名
1番	奈須	正宜	2番	鍵本	亜紀	3番	野田	佳文	4番	日高月	(重美
5番	瀧田	均	6番	平野	一成	7番	和田	文雄	8番	宮田	博
9番	漆谷	光夫	10番	大屋	光宏	11番	中村	昌史	12番	辰田	直久
13番	石橋	純二									

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 13名

議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名
1番	奈須	正宜	2番	鍵本	亜紀	3番	野田	佳文	4番	日高月	人重美
5番	瀧田	均	6番	平野	一成	7番	和田	文雄	8番	宮田	博
9番	漆谷	光夫	10番	大屋	光宏	11番	中村	昌史	12番	辰田	直久
13番	石橋	純二									

7. 欠席議員 なし

議席	氏	名									

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏 名	ı	職名	氏	名		職	名	氏	名
町 長	石橋 良	台					総務詞	果長	大賀	定
情報みらい創造課長	柳川 修	司	也域みらい課長	: 田村	寸 哲		財務調	果長	三上	和彦
町民課長	河野 博	美	福祉課長	小笠	空原誠治	産	重業支担	爰課長	白須	寿
建設課長	上田	修	水道課長	沖里	予 弘輝		医療政	策課	口羽	正彦
保健課長	坂本 晶-	子								
羽須美支所長	上田康	典	瑞穂支所長	三泊	甫 康孝					
教育長	土居達	也	学校教育課長	高河	頭 満晃	生	涯学	習課長	三上	徹

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局係長 植田 靖子

- 10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり
- 11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
11番	中村 昌史	12番	辰田 直久

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和4年第6回邑南町議会臨時会議事日程

令和4年9月27日(火)午前11時00分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第92号 教育委員会教育長の任命の同意について

議案第93号 指定管理期間の変更について (いわみ温泉活用施設、邑南町農林漁業体験施設)

議案第94号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第95号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第6号について

令和4年第6回 邑南町議会臨時会(第1日目) 会議録 【令和4年 9月27日(火)】

—— 午前11時20分 開会 ——

~~~~~~

(開会宣告)

●**石橋議長(石橋純二)** ただ今から、令和4年第6回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~~

(開議宣告)

●石橋議長(石橋純二) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

- ●**石橋議長(石橋純二)** ここで、土居教育長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。
- **〇土居教育長(土居達也)** 議長、番外。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、土居教育長。
- ○土居教育長(土居達也) 議長様の許可がありましたので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。任期満了には少し早いのですが、9月30日をもちまして、教育長を退任させていただくことになりました。大過小過ばかりでしたが、町民の皆さん、あるいは議会の皆さん、職員の皆さん方の助けをもって、14年間勤めさせていただきました。本当にありがとうございました。日和小学校の耐震から統合、あるいはALTの減員、あるいは公民館職員の不正などから、町民の皆さんからお叱りを受けました。大変申し訳なく思っております。また、一方では、フィンランドとの交流、久喜銀

山の遺跡の国指定、石見中学校の改築工事。めぐりあわせによって、よい経験もさせていただくことができました。また、町民のご理解ご支援をいただき、花まる算数教室や地域学校など、10年間も続けてこられました。それも大変うれしく思うことです。教育は、未来への投資だというふうによく言われます。しかしながら、教育費は自主財源ばかり、ほとんどが自主財源です。町民の皆さん方、あるいは議員の皆さん方の、一層の関心が必要だというふうに、思ってまいりました。これからは、人とのつながり、あるいは経験をいかして、地域の子供たちに、なるような活動を考えていっていきたいというふうに、思っております。邑南町、また議会のますますの発展を願っております。長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、土居教育長の発言を終了いたします。

~~~~~~

(日程第1 会議録署名議員の指名)

●石橋議長(石橋純二) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番中 村議員。12番辰田議員。お願いをいたします。

### ~~~~~~

(日程第2 会期の決定)

●石橋議長(石橋純二) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日9月27日の1日限りといたしたいと思います。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 9月27日の1日限りとすることに決定をいたしました。

~~~~~~~

(日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決)

●石橋議長(石橋純二) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入りま

す。議案第92号、教育委員会教育長の任命の同意についてを上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

- **〇石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、石橋町長。
- ○石橋町長(石橋良治) 議案第92号、教育委員会教育長の任命の同意についての提案理由をご説明申し上げます。土居教育長より、令和4年9月30日をもって、辞職したいとの申出があり、受理いたしました。そのため、欠けることとなる教育長につきまして、人選を終えましたので、本議案を提出するものであります。本議案は、教育委員会教育長に、大橋覚氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、土居教育長の残任期間である、令和4年10月1日から、令和4年11月19日まで、となります。大橋氏は、昭和63年邑智郡石見町立石見中学校へ講師として勤務されて以来、7年間学校教育の推進に寄与されました。その後、平成8年4月旧石見町役場に公職され、合併後の邑南町役場においては、生涯学習課社会体育係長、社会教育係長、地域づくり推進係長、生涯学習課長補佐、東京パラリンピック合宿招致推進室長、平成29年4月から生涯学習課長を歴任され、その重責を果たしてこられました。人格、識見ともに優れておられ、教育長として適任であると考えますので、よろしくお願いします。
- ●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。
- ●石橋議長(石橋純二) これより、質疑を行います。議案第92号、教育委員会 教育長の任命の同意についてに対する、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第92号、教育委員会教育長の任命の同意についてに対する、質疑を終わります。

~~~~~~

(議案の討論、採決【議案第92号】)

●石橋議長(石橋純二) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から 始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第92号、教育委員会教育長の任命 の同意についてに対する、討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論は、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。
- ●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第92号、教育委員会教育長の任命の同意についてにつきましては、原案に同意することに決定いたしました。

# ~~~~~~~~( 日程第3 議案の上程、説明 )

- ●石橋議長(石橋純二) つづきまして、議案第93号、指定管理期間の変更について。議案第94号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第5号について。議案第95号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第6号について。以上、3議案を一括上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。
- **〇石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。
- ●**石橋議長(石橋純二)** はい、石橋町長。
- **〇石橋町長(石橋良治)** 議案第93号、指定管理期間の変更について、議決を求めるものでございます。いわみ温泉活用施設及び邑南町農林漁業体験施設の、指定管理期間を変更しようとするものでございます。次に議案第94号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第5号は歳入歳出それぞれ3,290万9,000円を追加するものでございます。次に議案第95号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第6号は歳入歳出それ

ぞれ134万6,000円を追加するものでございます。議案の詳細につきましては、 お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、ご確認ください。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

### 

●石橋議長(石橋純二) これより、議案第93号から議案第95号までの、質疑を行います。質疑の際、補正予算の議案に関しましては、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますよう、お願いいたします。はじめに、議案第93号、指定管理期間の変更についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第93号、指定管理期間の変更についてに対する、質疑を終わります。
- ●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第94号、令和4年度邑南町一般会計補 正予算第5号についてに対する、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第94号、令和4年度邑南町一般 会計補正予算第5号についてに対する、質疑を終わります。
- ●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第95号、令和4年度邑南町一般会計補 正予算第6号についてに対する、質疑はありませんか。
- **●辰田議員(辰田直久)** 12番、議長。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、12番、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) この議案は、霧の湯の管理に関する対応のための補正と、 解しておりますが、採決の前に確認のために、今一度質問をさせていただきます。今年 になってからも、ずっと霧の湯の、この問題につきましては、産業建設常任委員会を中 心に、議会でも議論をされてきたところでございますが、一般質問等でも、早期に今の 指定管理者に対して、再開に向けても努力を促すように、そして、また、収益を伴う指 定管理契約自体としても、少し見直しが必要じゃないかとか、いろんな意見もでてきて いるのは、ご承知のとおりですが、当初示されたものに、休館中でも経費がかかるとい うことで、指定管理者が行う施設管理のための費用、三百数十万円を、議案にはなりま せんでしたが、委員会のほうへ提案をされました。その次に再開のための条件として、 指定管理料、温泉の使用料免除等で年間約3,000万円という指定管理料があれば、 再開できるんではないかという、指定管理者からの要望もあったかと、聞いております が、そういった話も委員会のほうにだされました。それで結局はどういったわけか、財 源の確保が難しいという理由もあったようですが、そういったものも、議案としては断 念をされたかたちになっております。そして、今回正式な議案として、町のほうが本年 度いっぱいの管理のための維持管理費というかたちを予算上に、今回議案を提出された わけでございますが、これまでそういった方針が二転三転している経緯も踏まえ、今後 の見通しも示されておるわけですが、これは、この先のことはまだわからないというこ とが、事実だと思いますが、とりあえず町が管理をして、老朽化等事故のないようにと いう形で、今回の補正予算になったと理解しておりますが、こういった面を総括して、 これがとりあえずという言い方は失礼かもしれませんが、町としての方針を、こういっ た形で固めたんだということを総括して、採決の前にそのへんを今一度、説明をいただ ければと思います。以上です。

- **〇白須産業支援課長(白須寿)** 議長、番外。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、白須産業支援課長。

**○白須産業支援課長(白須寿)** 今回議案を提出するまでにあたりまして、5月から議会の皆さんには、いろいろ説明、あるいは協議、意見をいただいたところでございます。当初、5月の段階で、先ほど議員さんおっしゃられましたように、当面の維持管理費を計上すると、それで再開の目途がたった場合は再開をしたいという考えで、6月以降の維持管理費について、補正予算を提案しようという考えのもとに、議会の皆さんの意見を伺ったところでございます。そこで議員さん方の意見を伺った際、非常に、やはり町民の思いを受けて、早期でも再開をしてもらいたいという意見が多かった、という

ふうに思っておりますし、町のほうにも、そういった意見をいただいているということ から、それじゃあ再開のためにいくら必要かと。このようなコロナの状況ですので、や はり、令和3年度からの指定管理の開始からの赤字経営を考えると、どうしても財政支 援が必要だという考えのもとで、いくら必要かという計算をしてまいりました。その結 果が、約3,100の指定管理料というふうになったところでございます。ただ、この 3,100万につきましては、補助金の対象でもございませんし、起債の対象でもござ いません。特定の財源があるわけでもございません。一般財源で確保しなければならな いという状況が、非常に現在の町の財政状況としては、難しいという判断をいたしまし た。そういうことから、先ほど全協でもお話をいただきましたが、温泉施設を、しっか りと単体でも経営できるようにしなければならないという思いを基本に、体験施設一体 での経営、それから、町の利用客増加に対する取組なども一緒に考えていくとともに、 コストをおさえなければならない、というところが非常に大きいところがございますの で、省エネ改修もあわせて進めていきたいというふうに、方針を示したところでござい ます。こういった施設運営の立て直しに、やはり工事期間も含めると、相当の期間、な るべく早く再開は考えておりますが、一定の期間がかかると見込まれますので、その間 はいったん指定管理期間を区切り、それ以降は、町のほうでしっかり施設を維持管理し ていこうというふうに、考えたものでございます。以上です。

- ●石橋議長(石橋純二) はい。
- ●辰田議員(辰田直久) 承知いたしました。
- **●石橋議長(石橋純二)** よろしいですか。
- ●辰田議員(辰田直久) はい。
- ●石橋議長(石橋純二) ほかにはございませんでしょうか。
- ●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。
- ●**石橋議長(石橋純二)** はい、大屋議員。
- ●大屋議員(大屋光宏) 予算書に載っていないので、今後どうするかを教えてください。霧の湯を休むということになれば、霧の湯にかかる全体の予算というか、お金を

もう一回イメージしてくださいって言ったんですけど、まず入湯税が入らないので、それは予算上いつ補正をかけられるか。あわせて、全協のときも宮田議員が泉源の話をされて、そこのポンプの管理を、どうするかっていわれたんですが、温泉のお湯っていうかそれ自体を使うと、使用料を、温泉のほうは霧の湯のほうは払っていたので、それは町にお金が入ってきたんだと思うんですけど、それも入ってこないんだと思います。泉源の管理するための予算があるよって言われたんですけど、それは本来供給するため管理も踏まえてかもしれませんが、本来の趣旨ではないと思います。常時供給するのと、点検のためにまわすっていうと予算額も違うので、それもどこかできちっと全体を示してもらわないと、霧の湯を休止すると入るお金が入らなくて、負担がこんだけ増えるんだよっていうのは、施設の管理料だけじゃなくて、税の問題と泉源の管理の問題。そこに入る収入もあるので。そこのあたりは、いつどうされるのか教えてください。

- **〇白須産業支援課長(白須寿)** 議長、番外。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、白須産業支援課長。
- **〇白須産業支援課長(白須寿)** 入湯税、それから温泉使用料については、補正が必要でございます。ほかの税金とあわせて、12月、3月の補正の機会で、減額等の措置を講じたいというふうに考えます。それから温泉の泉源の管理でございますが、今年度の状況を踏まえて必要な予算措置を、先ほど申しました12月、あるいは3月の議会時に補正予算として、提出させていただこうと思います。以上です。
- ●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、大屋議員。
- ●大屋議員(大屋光宏) 今回の補正予算にもあるとおり、霧の湯の管理自体は、財政調整基金を崩してやるんだと思います。そうすると、今後来年も再来年も、もし休止した場合は、入湯税が入らない。温泉の使用料が入らないということになれば、泉源の管理等についても財政調整基金、自主財源をあてるしかないということで、よろしいかどうか教えてください。
- **〇三上財務課長(三上和彦)** 議長、番外。

- ●石橋議長(石橋純二) はい、三上財務課長。
- **○三上財務課長(三上和彦)** 今後の財源ですけども、やはりほかに財源がございませんので、財政調整基金をあてるようになると思います。
- ●石橋議長(石橋純二) よろしいですか。はい、ほかにはございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第95号、令和4年度邑南町一般 会計補正予算第6号についてに対する、質疑を終わります。

## ~~~~~

( 議案の討論、採決 )

●石橋議長(石橋純二) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から 始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第93号、指定管理期間 の変更についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**●石橋議長(石橋純二)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。 この採決は、起立によって行います。議案第93号に賛成の方の起立を求めます。
- ●石橋議長(石橋純二) はい、全員起立。着席ください。したがって、議案第93 号、指定管理期間の変更についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- ●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第94号、令和4年度邑南町一般会計補 正予算第5号についてに対する、討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。
- ●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第94号、令和4年度邑南町 一般会計補正予算第5号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- ●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第95号、令和4年度邑南町一般会計補 正予算第6号についてに対する、討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**●石橋議長(石橋純二)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- ●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。この採決は、起立によって行います。議案第95号に賛成の方の起立を求めます。
- ●石橋議長(石橋純二) 起立全員。着席ください。全員賛成でございますので、したがって、議案第95号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第6号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

### 

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしま

したので、以上をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和4年第6回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

一午前 11時 48分 閉会 —